

戸籍謄抄本等請求書（郵送用）

様

令和 年 月 日

請求者	住所				
	氏名	印 (署名の場合は押印不要です)		生年月日	
	昼間の連絡先			続柄	
必要な戸籍 または 住民票の	本 籍 (住民票の場合は住所)	大月町大字			
	筆 頭 者 (住民票の場合は世帯主)	氏名			
必要 な 証 明 書	1	戸籍謄本（全部事項証明）	氏名	通	
	2	戸籍抄本（一部事項証明）	氏名	通	
	3	除籍（□謄本・□抄本）	氏名	通	
	4	原戸籍（□謄本・□抄本）	氏名	通	
	5	身分証明	氏名	通	
	6	戸籍の附票	□全員 □一部→（氏名 _____） 必要な住所または年月日「 _____ 」 から「 _____ 」まで		通
		・本籍・筆頭者氏名の記載が □必要 ・在外選挙人登録地の記載が □必要（登録のある方のみ） ※チェックがない場合は記載されません。記載（特に除・原附票の本籍・筆頭者）がない場合、証明書の目的が達成できないことがありますのでご注意ください。			
	7	その他の証明	氏名	通	
8	住民票（□謄本・□抄本）	氏名	通		
使用目的	☐ パスポート ☐ 戸籍の届出（婚姻・離婚・入籍等） ☐ 年金の手続き ☐ 相続手続 ☐ 廃車手続・車の名義変更 ☐ その他（ _____ ）				
必要 事 項	●誰のどのような事が記載されている戸籍が必要ですか 「 _____ 」の（出生・婚姻・ _____ ）から（死亡・婚姻・離婚・転籍・ _____ ）まで				
	相続手続の場合、使用目的・提出先を詳しく書いて下さい。 ※直系血族（子や孫）以外の方は必ず記入して下さい。				
	その他ありましたら、なるべく詳しく書いて下さい。				
	最近2週間以内に戸籍の届出をされましたか？ ☐ はい ☐ いいえ 令和 年 月 日（ _____ ）市役所へ（ _____ ）届を提出				

※裏面に記載されている、郵送時に必要な書類を揃えて請求してください。

※請求書等に不備がある場合、電話を致します。数日間連絡が取れない場合は、申請書類一式をお客様の返信用封筒にて返送することとなりますので、昼間連絡が付く電話番号を記入して下さい。

郵送による戸籍等の請求方法

○次の書類を揃えてご請求ください。

A. 戸籍謄抄本等請求書（この用紙の表面です）

B. 手数料

郵便局発行の「（定額または普通）小為替」をご利用下さい。

切手では受付しておりません。また、現金を普通郵便で送ることは禁止されています。

手数料不足の場合は、不足分到着後の発送となります。

【大月町の手数料】※1・※2

戸籍謄抄本（全部・個人事項証明）	450円
除籍謄抄本・改製原戸籍	750円
身分証明書	350円
住民票・戸籍の附票	350円
その他証明	350円

（小為替イメージ）



※1 出生から死亡など一連の戸籍を請求する場合、一組あたり3,000円分の小為替を同封して下さい。

（余った場合は、小為替でお返しします。不足が生じた場合は、ご連絡します。）

※2 大月町以外へ請求する場合、請求先の市区町村へご確認ください。

C. 本人確認書類の写し（公的機関の発行したもの）

請求者様の住所と氏名が記載されたもの

例）マイナンバーカード（表面のみ）・運転免許証（氏名・住所変更がある場合は裏面も）
資格確認書・年金手帳※3 など

※3 資格確認書や年金手帳写しを送付される場合は、被保険者証の記号・番号や基礎年金番号を塗抹（黒塗り）して下さい。

D. 返信用封筒

請求者の住所・氏名を記入の上、必ず切手※4を貼ってください。

送付先は請求者の住所登録地のみとなります。

普通郵便の場合は、お手元に届くまでに1週間ほどかかることがあります。

※4 速達や特定記録を希望する場合は、その料金分の切手を貼って下さい。

料金や郵便に関する内容は、郵便局へお問い合わせください。

E. その他

請求者様（本人）以外の方の戸籍等を取得したい場合、
委任状または関係性や相続権を証明する書類が必要になります。
ご請求される前に一度ご連絡下さい。

宛先・問合せ先

〒788-0302

高知県幡多郡大月町弘見2230番地

大月町役場 住民課 住民係（TEL 0880-73-1112）